

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター

講義室貸出規定

20060801ikifure
20080405ikifure
20140401ikifure

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（以下、センター）講義室利用申し込み及び利用の規定について以下のように定める。

1、利用申し込みの受付について

受付は、当月を含めた以降3ヶ月間とする。

例) 7月に申し込みできるのは10月の利用まで。

2、利用時間について

利用時間は以下の3つの時間区分での貸し出しとする。

午前	9:00~12:00
午後	13:00~16:30
一日	9:00~16:30

3、利用料金について

上記、

利用時間ごとの利用料金は以下のように定める。

午前	720円
午後	930円
一日	1440円

4、利用料金の納付期限

利用料金の納付期限は、利用当日の利用前までとする。

5、利用料金の減免について

センター講義室の利用に際して、協定書規定第7条第1項に基づき利用料金の減免を行う。

なお、利用料金の減免に際しては所定の書式を提出し申請を行わなくてはならない。

6、貸し出し対象となる活動

- (1) 原則として、狭山丘陵の保全あるいは地域の自然や文化の保護・活用に関する普及、啓発活動について施設の利用を許可する。
- (2) (1) 以外については、埼玉県との協議のうえ施設利用の可否を決める。
- (3) 施設利用の許可をしない基準としては、協定書規定第7条第1項に基づくものとする。

・なお、利用を許可する活動については、天候に関わらず利用することを前提とする。

7、備品貸し出しについて

ホワイトボード、テレビ、ビデオ、DVD、スクリーンを貸し出す事ができる。